

東京海区漁業調整委員会指示（いか釣漁業の制限）について

- 1 指示事項
いか釣漁業の制限
- 2 指示を行う背景等
いか資源保護及び地元漁船との操業上のトラブル防止を図る。
- 3 指示開始年
昭和51年（第86回東京都島部海区漁業調整委員会で決定）
平成16年8月 東京海区が承継
- 4 有効期間
令和5年2月1日から令和6年1月31日まで
- 5 指示の目的
いか資源の保護、他の島しょ漁業とのトラブル防止
- 6 指示の対象者
漁業者（漁業種類：いか釣漁業）
- 7 対象魚種
アオリイカを除く全てのイカ
- 8 主たる内容
 - ・ 承認制の実施（総トン数5トン以上30トン未満の漁船）
 - ・ 操業禁止期間（令和5年9月1日から令和6年1月31日まで）
 - ・ 承認できる船舶数の上限は315隻以内（都県別の内訳を設定）
 - ・ アンカー等による船舶の固定の禁止
 - ・ 定置漁具から500m以内での操業禁止
 - ・ いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業の操業の確保のための制限
 - ・ 各漁業権漁場内の操業禁止（漁業権者の同意が必要）
 - ・ 集魚灯は7,000ワット以下
 - ・ 操業の際に、承認書の所持と操業旗章の掲揚
 - ・ 操業期間終了後に、操業実績報告書の提出

東京漁調指示第11号(案)

東京海区(東京都内湾海域及び小笠原海域を除く伊豆諸島海域に限る。)におけるいか釣漁業(あおりいかを除く。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和4年12月 日 (公報登載日)

東京海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文

(禁止操業)

- 1 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
 - (1) 総トン数30トン以上の船舶を使用する操業
 - (2) アンカー(シーアンカーを含む。)等で船舶(船外機船を除く。)を固定して行う操業
 - (3) 敷設されている定置漁具から500メートル以内で行う操業
 - (4) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から500メートル以内で行う操業
 - (5) 各地先共同漁業権漁場内における操業。ただし、その漁業権免許を有する漁業協同組合から同意を得られた場合はこの限りでない。
 - (6) 電球の総設備容量が、7000ワットを超える集魚灯を使用する操業
 - (7) 令和5年9月1日から令和6年1月31日までの操業(大島陸岸から3海里以内の海域における総トン数5トン未満の船舶の操業を除く。)

(承認操業)

2 総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(1) 承認の対象者

- ア 東京海区(伊豆諸島海域に限る。)において、前年度にこの漁業の承認を受け、水揚げした実績を有する(漁獲実績報告書で確認ができる。)者
- イ 前年度に承認を受け操業したものの、水揚げした実績を有しない場合にあっては、申請者の所属する漁業協同組合及び住所の所在地の都県の水産主務課長により、承認を保持する必要があり、かつ漁業秩序の遵守及び漁業調整上支障がないことの意見書を提出し、委員会が特に認めた者
- ウ 前年度の承認実績はないものの、平成20年度以降にこの漁業の承認を受け、かつ水揚げ実績を漁獲実績報告書により確認できる者
- エ 資源の保護培養及び漁業調整上特に支障の恐れがなく、委員会が特に認めた者

オ 試験研究機関

(2) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は~~365~~315隻以内とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都	200 <u>180</u> 隻
神奈川県	30 <u>13</u> 隻
千葉県	25 <u>21</u> 隻
静岡県	90 <u>83</u> 隻
その他の県	20 隻
青森県	3隻
高知県	4隻

(3) 承認をしない場合

- ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配する恐れがあると認められる場合
- イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合
- ウ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合
- エ その他委員会が漁業調整上支障があると認めた場合

(操業協定等)

3 この漁業の承認を受けた者は、操業海域において、当該漁業者間又は他種漁業者との間で、漁場競合もしくは操業上の紛争が発生したときは、関係漁業者との間で操業協定書を締結する等、トラブル回避について、誠意ある対応に努めなければならない。

この場合において、操業に関する協定等協議が整うまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。ただし、協定等を締結しなくても漁業秩序が維持される等、委員会が認めた場合はこの限りではない。

(承認書の備付け及び操業旗章の掲揚)

4 この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(承認の取消し)

5 次の事項に該当する場合は、承認を取り消すことがある。

- (1) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき
- (2) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき
- (3) 委員会が漁業調整上必要があると認めたとき

(操業実績報告書の提出義務)

6 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和5年10月31日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。なお、提出された報告書の内容について、疑

義がある場合は追加の関係書類の提出を指示することができる。

(遵守事項)

7 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示又は指導した事項を遵守しなければならない。

(その他)

8 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

⇒ 9 この指示の有効期間は、令和5年2月1日から令和6年1月31日までとする。

注) _____ 今回変更箇所